

豊後大野市中小企業者等事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上が減少した中小企業者等の持続的な事業活動を支援するため、豊後大野市内に事務所、事業所を有する個人または市内に本社を有する法人に給付金を支給します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

支給対象者

新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小企業者等で、以下の要件を満たす方が対象です。

①令和2年12月と令和3年1月の売上高の合計が前年同期比で50%以上減少している方。

②市町村税の滞納がない方。

※個人の方は、確定申告書において、給付金の支給申請に係る事業収入が全収入の50%に満たない場合は対象外です。

※令和2年2月以降に創業した方は、売上の比較方法が異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。

給付金支給額

対前年同期比売上高減少率が50%以上80%未満

個人 **10万円** 法人 **20万円**

対前年同期比売上高減少率が80%以上

個人 **20万円** 法人 **40万円**

※給付金の支給は1事業者当たり1回までです。

申請及び申請方法

申請受付開始日 令和3年2月1日（月）から

申請期限 令和3年4月30日（金）17：00まで

申請方法 お電話で予約をし、指定時刻に来庁ください。

申請の流れ

【申請書類】

- ①豊後大野市中小企業者等事業継続給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)※令和2年2月以降の創業者は様式第2号
- ②誓約書(様式第3号)
- ③暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

【添付書類】

- ①売上高の減少したことがわかる書類(個人にあっては、令和元年分・令和2年分の確定申告書及び各月分の売上台帳等、法人にあっては、各月の売上が確認できる確定申告書・法人事業概況説明書及び売上が確認できる試算表等)
 - ②開業届の写しや営業許可証の写し等、事業の実態が分かる資料
 - ③市町村税の滞納のないことの証明書
 - ④振込先口座の分かるもの(申請者名義の通帳の写し)
- ※申請前に、[「申請書提出用チェックシート」](#)で書類の確認をしてください。書類に不備があると給付金の支払いが遅くなる場合があります。

申請書類の入手方法

- ①豊後大野市ホームページからダウンロードしてください。
- ②市役所商工観光課でもお渡しできます。

申請予約先・問い合わせ先

〒879-7198

豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市役所商工観光課 経済振興係

TEL 0974-22-1001 内線2451・2452